

自己資本の充実の状況

●定性的な開示事項について

(1)自己資本調達手段

- 自己資本額は当組合が内部留保として積み立てているものと地域のお客様による出資金にて調達しています。

(2)自己資本の充実度に関する評価方法の概要

- 自己資本の充実度に関しましては、自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。また、当組合では、各エクスポージャーが一分野に集中することなく、リスク分散が図られていると評価しております。
- 一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による積上げを第一義的な施策として考えております。
- ※「エクスポージャー」… リスクに晒されている資産を指し、具体的には貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。

(3)信用リスクに関する事項

- 信用リスクの評価は、小口多数取引の推進による分散のほか与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスク抑制のため大口と信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。
- 個別案件の審査・与信管理にあたっては、審査管理部門と営業推進部門を互いに分離し、相互に牽制が働く体制としています。さらに、経営陣も参加した融資審議会を定期的に開催し、信用リスク管理・運営における重要事項を審議しています。
- 信用コストである貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却引当計上基準規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど適正な計上に努めております。
- ※信用リスクとは、取引先の財務状況の悪化などにより当組合の資産の価値が減少ないし消失し、損失をうけるリスクのことをいいます。

(4)リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関*

- リスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関は格付付投資情報センター(R&I)を採用しております。
- ※エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウエイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

(5)信用リスクの削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 当組合は、リスク管理の観点から、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより受ける損失(信用リスク)を軽減するため、不動産担保や信用保証協会保証による保全措置を講じております。ただし、これはあくまで補完的措置であり、資金使途、返済資源、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から判断を行っております。
- また、判断の結果、担保又は保証が必要な場合には、お客様へ十分な説明とご理解をいただいた上でご契約いただく等、適切な取扱いに努めております。
- 信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める事務規程等により適切な事務取扱ならびに適正な評価・管理を行っております。また、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において預金相殺等をする場合がありますが、この取り扱いについては当組合が定める事務規程等により適切な取扱いに努めております。なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

(6)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

- 派生商品取引及び長期決済期間取引は行っておりません。

(7)証券化エクスポージャーに関する事項

- 証券化取引は行っておりません。

(8)CVAリスクに関する事項

- 該当ございません。

(9)オペレーショナル・リスクに関する事項

- 事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり、厳正な「事務取扱要領」の整備、その遵守を心掛けることはもちろんのこと日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。
- システムリスクについては、「システム・リスク管理規程」に基づき管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。
- その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報及びセキュリティ体制の整備、さらには各種リスク商品等に対する説明態勢の整備など顧客保護の観点から重視した管理態勢の整備に努めております。
- 事務部がオペレーショナル・リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- オペレーショナルリスク相当額の算出は、標準的計測手法を採用しており、BIC(事業規模要素)にILM(内部損失乗数)を乗じて算出しております。また、BICの額は、BI(事業規模指標)にBIの額に応じた掛け目を乗じて算出しております。
- BIの算出方法: BI(事業規模指標)の額は、ILDC(金利要素)、SC(役務要素)、及びFC(金融商品要素)を合計して算出しております。
- ILMの算出方法: ILM(内部損失乗数)は、「1」を使用しております。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、BIの算出から除外した事業部門の有無: 該当ございません。
- オペレーショナル・リスク相当額の算出に当たって、ILMの算出から除外した特殊損失の有無: 該当ございません。
- ※オペレーショナル・リスクとは、業務上において不適切な処理等で生じる事象により損失を受けるリスクのことをいいます。具体的には、不適切な事務処理により生じる事務リスク、システムの誤作動等により生じるシステムリスク、風説の流布や誹謗中傷などにより企業イメージを毀損する風評リスク、裁判等により賠償責任を負うなどの法務リスク、その他人材の流出や事故などにより人材を逸失する人的リスクなどが含まれております。

(10)市場リスクに関する事項

- 【出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要】
- 上場株式、株式関連投資信託に係るリスクの認識については、時価評価及びVaRによりリスクを計測し、当組合が抱える市場リスクなどの状況を定期的に報告しております。非上場株式については、当組合が定める「資金運用規程」などに基づいて運用・管理に努めております。なお、当該取引にかかる会計処理については、当組合が定める「有価証券に係る会計規程」及び日本証券業協会の「有価証券時価細則」に従った適切な処理を行っております。
- 企画財務部が市場リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※市場リスクとは、金利・為替・株式などの相場が変動することによって、金融商品の時価が変動し、損失を受けるリスクをいいます。

(11)金利リスクに関する事項

- 金利リスクの管理方法は、一定の金利ショックを想定した場合の銀行勘定の金利リスクの計測や金利更改を勘案した収益シミュレーションによる収益への影響などを定期的に計測し、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。
- 企画財務部が金利リスクのモニタリング・分析を行い、定期的にリスク管理委員会と協議・検討し、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。
- ※金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や将来の収益性に対する影響のことをいいます。
- 金利リスク算定の根拠

コア預金	対象	<input type="checkbox"/> 流動性預金全般(当座・普通預金等)
	算定方法	<input type="checkbox"/> ①過去5年の最低残高 ②過去5年の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限
	満期	<input type="checkbox"/> 5年以内(平均2.5年)
	固定金利貸出の期限前返済	<input type="checkbox"/> 期限前返済率を3%として算出しています
	定期預金の早期解約	<input type="checkbox"/> 早期解約率を34%として算出しています
	金利感応資産負債	<input type="checkbox"/> 預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
	金利ショック幅	<input type="checkbox"/> 100BP
	リスク計測の頻度	<input type="checkbox"/> 四半期毎(3、6、9、12月末基準)

●定量的な開示事項について

(1)自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円)

項目	令和5年度	令和6年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定の額	15,392	15,640
うち、出資金及び資本剰余金の額	3,328	3,267
うち、利益剰余金の額	12,105	12,413
うち、外部流出予定額(△)	40	39
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	20	55
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	20	55
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の四十五パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	15,413	15,695
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	63	75
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	63	75
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	15	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る十パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る十五パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	79	75
自己資本		
自己資本の額 ((イ)-(ロ)) (ハ)	15,333	15,620
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	137,378	144,862
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
マーケット・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	—	—
勘定間の振替分	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,654	4,813
信用リスク・アセット調整額	—	—
フロア調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	143,032	149,676
自己資本比率	—	—
自己資本比率 ((ハ)/(ニ))	10.72%	10.43%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和5年度		令和6年度	
	リスク・アセット等	所要自己資本額	リスク・アセット等	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	137,378	5,495	144,862	5,794
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	137,378	5,495	144,862	5,794
(i) ソブリン向け	1,439	57	1,461	58
(ii) 金融機関向け	17,088	683	14,820	592
第一種金融商品取引業者及び保険会社向け			630	25
(iii) カバード・ボンド向け			-	-
(iv) 法人等向け	18,154	726	8,312	332
(v) 中小企業等・個人向け	6,594	263		
(vi) 中堅中小企業等・個人向け			11,542	461
トランザクター向け			6	0
(vii) 抵当権付住宅ローン	1,521	60		
(viii) 不動産取得等事業向け	85,864	3,434		
(ix) 不動産関連向け			100,321	4,012
自己居住用不動産等向け			2,929	117
賃貸用不動産向け			-	-
事業用不動産関連向け			97,392	3,895
その他不動産関連向け			-	-
ADC向け			-	-
(x) 劣後債権及びその他資本性証券等			-	-
(xi) 三月以上延滞等	479	19		
(xii) 延滞等向け			1,171	46
(xiii) 自己居住用不動産等向けエクスポージャーに係る延滞			332	13
(xiv) 出資等	646	25		
出資等のエクスポージャー	646	25		
重要な出資のエクスポージャー	-	-		
(xv) 株式等			1,230	49
(xvi) 重要な出資のエクスポージャー			-	-
(xvii) 他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものであるエクスポージャー	-	-	-	-
(xviii) 信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	1,412	56	1,412	56
(xix) その他	4,176	167	4,257	170
②証券化エクスポージャー	-	-	-	-
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	-	-	-	-
ルック・スルー方式	-	-	-	-
マンドート方式	-	-	-	-
蓋然性方式(250%)	-	-	-	-
蓋然性方式(400%)	-	-	-	-
フォールバック方式(1250%)	-	-	-	-
④未決済取引	-	-	-	-
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-	-	-	-
⑥CVAリスク相当額を八パーセントで除して得た額(簡便法)	-	-	-	-
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	-	-	-	-
ロ. オペレーショナル・リスク相当額の合計額を八パーセントで除して得た額	5,654	226	4,813	192
BI			3,209	
BIC			385	
ハ. 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	143,032	5,721	149,676	5,987

- (注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセットの額×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門(当該国内においてソブリン扱いになっているもの)、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。
 4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 5. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3か月以上限度額を超過した当座貸越であること
 6. 「その他」とは、(i)～(xiii)に区分されないエクスポージャーです。具体的には有形固定資産、無形固定資産、繰延税金資産等が含まれます。
 7. 当組合では、マーケット・リスクに関する事項は該当ありません。
 8. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています(令和5年度計数)。

$$\frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

 9. 当組合は、標準的計測手法かつILMを「1」としてオペレーショナル・リスク相当額を算定しております(令和6年度計数)。
 10. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

(3) 信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

イ. 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高<地域別・業種別・残存期間別>

(単位:百万円)

エクスポージャー 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポ ージャー	延滞 エクスポ ージャー
			貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
国 内	245,732	239,486	147,272	146,929	11,549	14,981	—	—	651	1,644
国 外	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計	245,732	239,486	147,272	146,929	11,549	14,981	—	—	651	1,644
製 造 業	9,215	8,750	7,821	6,855	1,391	1,890	—	—	24	42
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	10,186	9,295	9,981	8,993	200	299	—	—	109	448
電気、ガス、熱供給、水道業	2,391	2,287	6	0	2,381	2,284	—	—	—	—
情 報 通 信 業	1,691	1,836	1,191	1,435	493	394	—	—	—	14
運 輸 業、郵 便 業	1,576	1,473	1,375	1,173	200	300	—	—	0	9
卸 売 業、小 売 業	5,156	5,085	4,657	4,285	497	797	—	—	0	120
金 融 業、保 険 業	86,350	76,860	4,000	4,000	3,400	4,397	—	—	—	—
不 動 産 業	97,379	101,760	96,563	100,628	200	200	—	—	26	65
物 品 賃 貸 業	3,042	2,032	2,240	2,030	800	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	998	678	898	678	100	—	—	—	0	65
宿 泊 業	98	80	98	80	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	1,466	1,243	1,466	1,243	—	—	—	—	0	16
生活関連サービス業、娯楽業	961	858	961	857	—	—	—	—	0	34
教育、学 習 支 援 業	106	106	106	106	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	77	65	77	65	—	—	—	—	—	—
その 他 の サ ー ビ ス	6,067	5,495	6,064	5,293	—	200	—	—	52	87
その 他 の 産 業	136	133	136	133	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	1,888	4,223	—	—	1,886	4,217	—	—	—	—
個 人	9,634	9,076	9,622	9,068	—	—	—	—	438	740
そ の 他	7,303	8,141	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	245,732	239,486	147,272	146,929	11,549	14,981	—	—	651	1,644
1年以下	61,368	69,475	21,020	22,947	600	600	—	—	—	—
1年超 3年以下	41,454	25,894	12,454	12,994	1,300	1,899	—	—	—	—
3年超 5年以下	12,087	12,851	8,787	8,535	1,300	3,285	—	—	—	—
5年超 7年以下	21,316	20,912	17,630	17,041	3,685	3,871	—	—	—	—
7年超 10年以下	23,950	23,538	20,068	19,046	3,881	4,491	—	—	—	—
10年超	66,353	65,405	65,571	64,571	782	833	—	—	—	—
期間の定めのないもの	11,668	13,186	1,738	1,682	—	—	—	—	—	—
そ の 他	7,532	8,221	—	109	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	245,732	239,486	147,272	146,929	11,549	14,981	—	—	—	—

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 「延滞等」とは、次の事由が生じたエクスポージャーのことです。
 ①金融再生法施行規則上の「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」に該当すること
 ②重大な経済的損失を伴う売却を行うこと
 ③3ヵ月以上限度額を超過した当座貸越であること
 4. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分・期間区分等に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、有形固定資産、無形固定資産等の資産が含まれます。
 5. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 6. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

資料編

自己資本の充実の状況

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位:百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和5年度	27	20	-	27	20
	令和6年度	20	55	-	20	55
個別貸倒引当金	令和5年度	679	525	-	679	525
	令和6年度	525	438	-	525	438
合計	令和5年度	707	545	-	707	545
	令和6年度	545	493	-	545	493

ハ. 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金								貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額		期末残高		令和5年度	令和6年度
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度		
製造業	6	1	1	0	6	1	1	0	-	-
農業、林業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
漁業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
建設業	179	156	156	183	179	156	156	183	-	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
情報通信業	0	1	1	1	0	1	1	1	-	-
運輸業、郵便業	0	0	0	1	0	0	0	1	-	-
卸売業、小売業	51	40	40	33	51	40	40	33	-	-
金融業、保険業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産業	153	87	87	4	153	87	87	4	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	89	77	77	65	89	77	77	65	-	-
宿泊業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
飲食業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	59	1	1	1	59	1	1	1	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他のサービス	16	15	15	17	16	15	15	17	-	-
その他の産業	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
個人	121	142	142	129	121	142	142	129	-	-
合計	679	525	525	438	679	525	525	438	-	-

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

二. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごとの内訳

(単位:百万円)

	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCF・信用リスク削減効果適用後			リスク・ウェイト の加重平均値 (%)
	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	オン・バランス 資産項目	オフ・バランス 資産項目	信用リスク・ アセットの額	
	令和6年度					
現金	2,424	—	2,424	—	—	0%
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,974	—	3,974	—	—	0%
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,253	—	2,253	—	—	0%
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	73,049	—	73,049	—	14,820	20%
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	2,101	—	2,101	—	630	30%
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	22,663	519	22,399	51	15,852	71%
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	5,386	26,446	5,092	94	4,001	77%
トランザクター向け	—	1,980	—	13	6	45%
不動産関連向け	96,993	—	96,580	—	100,321	104%
自己居住用不動産等向け	5,280	—	5,279	—	2,929	55%
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	91,712	—	91,301	—	97,392	107%
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを 除く。)	927	0	926	0	1,171	126%
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	335	—	335	—	332	99%
取立未済手形	34	—	34	—	6	20%
信用保証協会等による保証付	24,213	—	24,173	—	1,461	6%
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—
株式等	1,230	—	1,230	—	1,230	100%
合計					139,198	

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCF」とは、オフ・バランス取引の与信相当額を計算する際に使用する掛目(%)のことです。

3. 「リスク・ウェイトの加重平均値(%)」とは、信用リスク・アセットの額をCCF・信用リスク削減手法適用後エクスポージャーのオン・バランスの額とオフ・バランスの額の合計額で除して算出した値のことです。

自己資本の充実の状況

ホ. 標準的手法が適用されるエクスポージャーのポートフォリオの区分ごと並びにリスク・ウェイトの区分ごとの内訳

	資産の額及び							
	0 %	10 %	20 %	25 %	30 %	40 %	45 %	
現金	2,424	—	—	—	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	3,974	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	2,253	—	—	—	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—	—	—	—	—
金融機関、第一種金融商品取引業者及び 保険会社向け	—	—	70,947	—	2,101	—	—	—
第一種金融商品取引業者及び保険 会社向け	—	—	—	—	2,101	—	—	—
カバード・ボンド向け	—	—	—	—	—	—	—	—
法人等向け(特定貸付債権向けを含む)	—	—	4,101	—	—	—	—	—
特定貸付債権向け	—	—	—	—	—	—	—	—
中堅中小企業等向け及び個人向け	—	—	16	—	—	—	—	13
トランザクター向け	—	—	—	—	—	—	—	13
不動産関連向け	—	19	473	182	622	346	—	—
自己居住用不動産等向け	—	19	473	182	622	346	—	—
賃貸用不動産向け	—	—	—	—	—	—	—	—
事業用不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
その他不動産関連向け	—	—	—	—	—	—	—	—
ADC向け	—	—	—	—	—	—	—	—
劣後債権及びその他資本性証券等	—	—	—	—	—	—	—	—
延滞等向け(自己居住用不動産等向けを 除く。)	—	—	—	—	—	—	—	—
自己居住用不動産等向けエクスポー ジャーに係る延滞	—	2	—	—	—	—	—	—
取立未済手形	—	—	34	—	—	—	—	—
信用保証協会等による保証付	9,556	14,616	—	—	—	—	—	—
株式会社地域経済活性化支援機構等 による保証付	—	—	—	—	—	—	—	—
株式等	—	—	—	—	—	—	—	—
合計								

(単位:百万円)

与信相当額の合計額 (CCF・信用リスク削減効果適用後)										
50%	70%	75%	85%	90%	100%	110%	150%	250%	合計%	
令和6年度										
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,424
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	3,974
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,253
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	73,049
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2,101
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
3,974	-	-	8,870	-	5,504	-	-	-	-	22,451
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
25	-	4,604	-	-	526	-	-	-	-	5,186
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	13
447	8,386	141	-	4,796	-	81,019	143	-	-	96,580
447	3,044	141	-	-	-	-	-	-	-	5,279
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	5,341	-	-	4,796	-	81,019	143	-	-	91,301
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
92	-	-	-	-	251	-	582	-	-	926
-	-	-	-	-	332	-	-	-	-	335
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	34
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	24,173
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
-	-	-	-	-	-	-	-	1,230	-	1,230
										232,621

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

自己資本の充実の状況

へ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額	
	令和5年度	
	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	16,337
10%	—	14,433
20%	2,102	85,508
35%	—	4,354
50%	4,870	199
75%	—	9,287
100%	100	108,282
150%	—	63
250%	—	193
1250%	—	—
その他	—	—
合計	7,072	238,660

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスク及び中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	令和6年度			
	CCF・信用リスク削減効果適用前		CCFの加重平均値 (%)	資産の額及び与信相当 額の合計額(CCF・信用 リスク削減効果適用後)
	オン・バランス資産項目	オフ・バランス資産項目		
40%未満	111,370	—	—	111,330
40%~70%	13,276	1,980	0.681	13,286
75%	4,960	24,440	0.339	4,746
80%	—	—	—	—
85%	9,031	345	10.000	8,870
90%~100%	11,500	199	8.726	11,412
105%~130%	81,291	—	—	81,019
150%	825	—	—	725
250%	1,230	—	—	1,230
400%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	233,486	26,965	0.550	232,621

(注) 1. 最終化されたバーゼルⅢの適用に伴い新設された内容であるため、令和5年度については記載しておりません。

2. 「CCFの加重平均値(%)」とは、CCFを適用した後及び信用リスク削減手法の効果を勘案する前のオフ・バランス取引のエクスポージャーの額を、CCF・信用リスク削減手法適用前エクスポージャーのオフ・バランスの額に掲げる額で除して算出した値のことです。

〔4〕信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法		適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度	令和5年度	令和6年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー	1,162	991	54	35	-	-		

(注)1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示(平成18年金融庁告示第22号)第45条(信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー)、第46条(株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー)を含みません。

〔5〕派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ございません。

〔6〕証券化エクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔7〕出資等又は株式等エクスポージャーに関する事項

イ. 貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	令和5年度		令和6年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	541	541	1,093	1,093
非 上 場 株 式 等	1,521	1,521	1,521	1,521
合 計	2,062	2,062	2,615	2,615

(注)非上場株式等の時価については、取得価格(帳簿価格)を記載しています。

ロ. 出資等又は株式等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

該当ございません。

ハ. 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和5年度	令和6年度
評 価 損 益	4	△ 27

(注)「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で確認されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

ニ. 貸借対照表及び損益計算書で確認されない評価損益の額

該当ございません。

〔8〕リスク・ウエイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ございません。

〔9〕金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項 番		令和5年度		令和6年度	
		△EVE	△NII	△EVE	△NII
1	上方平行シフト	1,079	0	717	0
2	下方平行シフト	0	0	0	229
3	スティープ化	1,453		1,216	
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	1,453	0	1,216	229
8	自己資本の額	令和5年度 15,333		令和6年度 15,620	

(注)金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVE：金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測される数値。

※△NII：金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測される数値。

役員等の報酬体系について

1. 対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、常勤理事及び常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び「賞与」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

①報酬体系の概要

【基本報酬及び賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬及び賞与につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額及び賞与額につきましては、監事会の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

②役員に対する報酬

(単位:百万円)

区 分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	84	132
監 事	16	30
合 計	101	162

注1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事11名、監事4名です。(退任役員を含む)

3. 使用人兼務理事6名の使用人分の報酬は27百万円です。

4. 上記以外に支払った役員賞与金は、理事4百万円、監事0百万円であり、役員退職慰労金は、理事54百万円、監事3百万円です。

③その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第23号)第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

2. 対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の職員で対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。なお、令和6年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

注1. 対象職員等には期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同等額」は、令和6年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職金規程」に基づき支払っております。なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げることにより動機づけられた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系はありません。